

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 26.10.31 第 187 回国会第 4 号

10 月 31 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 下村文部科学大臣から発言がありました。

2 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第 27 号）

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

- ・下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・下村文部科学大臣、藺浦外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

富岡 勉君（自民）

- ・原子力損害の補完的な補償に関する条約（C S C）は 1997 年に I A E A で採択されたものであるが、我が国は何故今の時期に条約の締結及び国内法の整備を行うのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国が C S C を締結した後は、原子力発電所を建設している中国や韓国などの周辺国に対しても締結を促すことが重要と考えるが、我が国としてどのような方針で働きかけるのか、外務省の見解を伺いたい。

しをはじめとする必要な措置を講ずるものとされているが、抜本的な見直しの進め方について大臣の見解を伺いたい。

青山 周平君（自民）

- ・原子力損害賠償に関する条約について、平成 20 年に文部科学省が設置した原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会の第 1 次報告書で、「直ちに参加しなければならない状況にはない。」と結論付けた理由及び今回 C S C に加盟することとした理由を伺いたい。
- ・C S C が定める拠出金は、国内における負担者は締約国が決定するものとされているが、我が国が原子力事業者から負担金として徴収することとしたのは何故か、政令で定めるとされている負担金の水準と合わせ、文部科学省に伺いたい。

中野 洋昌君（公明）

- ・他の条約締約国において事故が起き、在留邦人等に損害が生じた場合、損害賠償請求は具体的にどのように行うのか、外務省に伺いたい。
- ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則第 6 条第 1 項において、原子力損害賠償法の改正等の抜本的な見直